

新型コロナウイルス感染症に起因する

分散登校（第1-2期）実施に伴う学校給食費に関するお知らせ

分散登校期間（令和3年9月1日から令和3年10月1日）中において、「家庭での学習」日など給食を食べない日の給食費を減額し、3月請求額と調整します。そのため、9月請求額に変更はありません。

減額対象日や3月請求金額、減額申請につきましては以下のとおりとなりますので、ご承知おきください。

基本的な減額(学校が対応します)

分散登校期間における給食費減額相当分は、3月請求額と調整させていただきますので、金額の詳細は別途お知らせします。なお、減額相当分が3月給食費よりも多い場合や長期欠席等により減額連絡票を提出されている場合には、3月下旬に別途精算手続きを行いますので、3月請求額での調整は行いません。

- 8月31日（火）分は減額せず、給食実施日を年度内で1日増やします。
- 9月1日（水）は、全児童に減額手続きをします。
- 9月2日（木）以降、10月1日（金）まで
 - ・家庭学習で緊急受け入れを申し込まず、喫食しなかった日数分を学校が把握し、減額手続きをします。
 - ・緊急受け入れで喫食した分は減額になりません。

例1) すべての家庭学習日に緊急受け入れを申し込まず、登校日に欠席なく給食を喫食したとき：11日分減額

例2) すべての家庭学習日に緊急受け入れを申し込み、登校日も欠席なく給食を全日喫食したとき：1日分減額

請求月	緊急受け入れの有無 (分散登校期間中)	月額給食費	分散登校期間に伴う 減額相当分	3月期お支払額 口座振替日 3月29日
3月	例1	4,600円	2,985円	1,615円
	例2		293円	4,307円

- ・上記金額は、「牛乳あり」のものになりますが「牛乳なし」または「飲料のみ」の場合は、金額が異なります。
 - ・9月に市外から転入した場合は、3月請求額での調整ではなく、9月請求額で調整します。
- また、10月以降市外転出した場合も転出月の請求金額で調整します。

感染防止や長期欠席による減額(ご家庭で申請してください)

※まずは必ず、学校にご相談ください。適用の見通しがあるとき、以下のように対応します。

- 新型コロナウイルス感染不安に伴う減額申請（分散登校期間中に限る）
 - 登校日（緊急受け入れ日を除く）において4日以上連続して、新型コロナウイルス感染不安により『欠席したい』や『給食を食べたくない』などの場合、減額連絡票をご提出いただき、給食費を減額します。
- 長期欠席等に伴う減額申請
 - 14日以上連続して欠席する場合は、減額連絡票をご提出いただき、給食費を減額します。